

舊抄本論語義疏について

——邢昺の論語正義の竄入を中心として——

高橋 均

まえがき

今、われわれの見ることのできる梁・皇侃（齊・武帝永明六年A、D四八八—梁・武帝大同十一年A、D五四五）の論語義疏は、大別して二つの系統に分かれる。その一は、「敦煌本論語疏」で、別の一つが、日本に傳わる「舊抄本論語義疏」である。

この日本に傳わる舊抄本論語義疏を検討しようとする際にまず問題となるのが、これら舊抄本論語義疏のすべてに、北宋初年に作られた邢昺の論語正義が竄入していることである。この邢昺の正義竄入に對して、皇侃の論語義疏としては存在すべからざるものと見て削除してしまうのではなくて、その竄入の様相を明らかにすること、即ち、邢昺の正義がどのような範圍に、どのような形で竄入されているのか、その竄入が、どういう意圖から、誰によつて、何時行なわれたのかを考えていくことが必要と思われる。なぜなら、そのことを明らかにすることは、たんに竄入する正義の解明ということに止まらず、この正義の竄入と密切にかかわっている舊抄本論語義疏そのものの性格を明らかにするために重要な手懸りとなるからである。本論文を執筆する目的もここに存在する。

舊抄本論語義疏について

まず最初に、舊抄本論語義疏（以下、舊抄本と略稱する）中に、邢昺の正義がどのような形で竄入しているかについて見てみよう。

舊抄本には、各篇篇首にその篇の概要を述べるあたかも序ともいふべき皇侃の疏が置かれているが、この疏の後に一字分の空格を置いて「昺云……」で始まる一文が記されている。その例を八佾篇で見てもよい。

八佾第三 疏 八佾者、奏樂人數行列之名也、此篇明季氏は諸侯之臣、而僭行天子之樂也、所以次前者、言政之所裁、裁於斯濫、故八佾次爲政也、又一通云、政既由學、學而爲政、則如北辰、若不學而爲政、則如季氏之惡、故次於爲政也、然此不標季氏、而以八佾命篇者、深責其惡、故書其事標篇也、昺云、前篇論爲政、爲政之善、莫善於禮樂、禮以安上治民、樂以移風易俗、得之則安、失之則危、故此篇論禮樂得失也、

右の「昺云……」以下を邢昺の正義に照らして見れば、正義をそのまま引いたものであることが分かる。これは、學而篇より堯曰篇に至る二十篇を通じて同じである。

次に經文に繋げられた疏について見てみよう。例えば、學而篇の「子夏曰、賢賢易色」章では次のようである。

子夏曰、賢賢易色

姓卜、名商、字子夏、凡人之情、莫不好色、而不好賢、今若有人、能改易好色之心、以好於賢、則人便是賢於賢者、故云、賢賢易色也、然云、賢於賢、亦是獎勵之辭也、又一通云、上賢字猶尊重也、下賢字謂賢人也、言若欲尊重此賢人、則當改易其平常之色也、更起莊敬之容也、昺云、色女人也、有美色、男子悅之、

上賢謂好尚之也、下賢謂有德人也、

「姓卜……」以下が皇侃の疏、中ほどの「又一通……」以下もまた皇侃の疏、その後の「昺云……」が邢昺の正義である。

次章の「事父母」章では次のようである。

事父母能竭其力

子事父母、左右就養無方、是能竭力也、

事君能致其身

致極也、士見危致命、是能致極其身也、昺云、謂小孝也、言爲子事父、雖未能不遺致極其身也、但竭盡其力、服其勤勞也、事君者、言爲臣事君、雖未能將順其美救其急、但致盡忠節不愛其身也、

このように、邢昺の正義は、いずれも皇侃疏の後に一字分の空格を置いて記されている。そこで、邢昺の正義が、舊抄本のどの篇に、何條見えるか数えたものが下段に示す表である。

この表からも分かるように、正義の竄入は、各篇首の序については二十篇のすべてにわたっているが、經文中については、なぜか學而篇より雍也篇まで、述而篇以下にはまったく見えない。

各篇篇首	各一條
學而篇	七條
爲政篇	八條
八佾篇	三八條
里仁篇	二〇條
公治長篇	四八條
雍也篇	三七條
計	一七八條

以上、舊抄本における正義の竄入について、天理圖書館藏のいわゆる清熙園本論語義疏によって見てきた譯であるが、こうした正義竄入の様相は、他の舊抄本について見てもほとんど同様である。そこら、舊抄本に見られる正義の竄入は、舊抄本ごとにそれぞれ関連なしに行なわれたものではなくて、正義を竄入した祖本が存在し、その祖本を轉寫する際に、そこに竄入する正義も一緒に轉寫されていったものであろうと推測する。

ところで、舊抄本に竄入する邢昺正義については、注目すべき點がある。それは、右の祖本轉寫説と矛盾するようであるが、舊抄本によって竄入する正義の呼び方が異なり、たとえば、清熙園本で「昺云……」として引いている同じ正義を、青淵本（都立中央圖書館藏）では「昺正義云……」として引いていることである。

表1は、舊抄本九種について、邢昺正義の竄入箇所と、その個所での正義の呼び方とを里仁篇をモデルとして整理したものである。このような呼び方の異なりは、里仁篇ばかりでなく、正義を竄入する他の篇についても見られる。

その呼び方として、「昺」「正義」「昺正義」「昺曰正義」「刑昺」（八佾篇）「刑昺云正義」（學而篇）等がある。しかし、表1を眺めると、そ

篇序	清熙園本	東大本	青淵本	延徳本	足利本	文明本	国会本	天文本	久原本
里仁	易	易	易	易	易	易	易	易	易
仁者安仁	易	易	易	易	正義	易・正義	易正義	易正義	易
知者利仁	易	易	易	易	正義	易・正義	易正義	易正義	易正義
不使不仁	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
有能一日	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易
民之過也	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易
士志於道	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易
同注	疏に易字なし	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易
小人懷惠	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
不能以礼	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
参乎吾道	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
見不賢者	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
父母在	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
三年無改	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
古者言之	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
以約失之	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
君子欲讒	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
德不孤	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
同注	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
子游曰	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義
同注	易	易	易	易	易	易・正義	易正義	易正義	易正義

表 1

の呼び方が舊抄本のテキストによってほぼ決まっていることが分かるであろう。例えば、清熙園本と東大本とではすべて「昂云」として正義を引き、青洲本と延徳本では、序に引く正義のみ「昂正義云」とするが、他の箇所は「昂云」とする。また文明本と足利本とはほぼ一致しているが、文明本には「昂イ」「正義イ」のように異本との對校が丹念に記されている。そして、その對校の結果をまとめた名稱を用いているのが、國會本や天文本であるらしい。

正義を竄入する個所や正義の引文は、舊抄本間でほぼ一致しているにもかかわらず、どうしてこのような異同が生じたのであろうか。あらかじめひとつの假説を立てれば、正義は最初には作者の名をとって「昂云」として引かれ、それが後に書名に變つて「正義云」となり、「昂云正義」などと變化していったと考えるのであるが、そう考える根據については後で述べる。

ところで、約二十點現存する室町期に抄寫された舊抄本は、その抄寫の系統は必ずしも明らかではなかった。表1に見られるように、この正義の呼び方が、その系統を明らかにしようとする際に、有力な手がかりとなることが判明した。

以上の検討を通じて、舊抄本における邢昂正義の竄入は、各篇篇首の序については、學而篇より堯曰篇まですべて採りこまれているのに對して、經文については雍也篇までであること、またその竄入が舊抄本の間ではほぼ一致することから、本づく祖本が有つてそれから轉寫されたものであろうこと、ただ舊抄本によって正義の呼び方が異なること、等が明らかになった。

二

舊抄本に竄入する邢昂正義について、皇侃疏とどうかかわるのかを検討し、そこから邢昂正義を探り入れるに至る所以を考えてみたい。舊抄本の各篇首に竄入する正義は、邢昂正義の篇首からそれぞれそのまま全文を引いていて、皇侃疏と邢昂正義とが併記される形となり内容的にかかり合わないので、ここでは特に論じない。

問題となるのは、經注下に引かれる正義である。例えば爲政篇の「溫故知新」章については次のようである。

子曰、溫故而知新、可以爲師矣、

此章明爲師之難矣、溫溫燭也、故謂所學已得之事也、所學已得者、則溫燭之不使忘失、此是月無忘其所能也（以下略す） 昂云案

中庸云、溫故而知新、鄭注云、溫讀如燭溫之溫、謂故學之熟矣、後時習之、謂之溫、案左傳哀公十二年、公會吳于橐臬、太宰嚭請尋盟、子貢對曰、盟可尋也、亦可蹇也、賈逵注云、尋溫也、又有司徹云、乃燭戶姐、是燭爲溫也、言人舊學已精熟、在後更習之、猶若溫燭故食也、

「溫故」の溫字について、集解で「溫、尋也、尋釋故者、又知新者、以爲師也」とすることを承けて、皇侃疏ではこれと異なる「溫、溫燭也」という解を提出する。この箇所、邢昂の正義を注疏本で見ても、經文下においては集解に本づいて「溫、尋也」説を展開し、集解下では皇侃疏に本づく「溫、溫燭也」説を展開している。右に引いた、皇侃疏に竄入している正義は、まさに後者の皇侃疏に本づく説の方である。つまりここに、皇侃疏に本づく正義の後説を引くことは、皇侃の疏を、補足し、より深めることになるのである。

また八佾篇の「哀公問社」章では次のようである。

哀公問社於宰我

社、社稷也、哀公見社稷種樹之不同、故問宰我也、哀公、魯君也、宰我、孔子弟子、姓宰名子我、鄭論本云、問主也、鬲云、社、五土之神也、凡建邦立社、各以其土所宜木云々、又云、是各以其土所宜木也、謂用其木以爲社主、張包周本以爲哀公問主於宰我、先儒或以爲宗廟主者、杜元凱何休用之以解春秋、亦爲宗廟主、今所不取、

ここでは、社について、邢昺正義を引いて皇侃疏を補なっているのであるが、中ほどに「云々」という語を置いて、經・注文に付けられた長文の正義を省略し、要領良くまとめている。このような「云々」を用いて正義を省略することは、竄入する正義の各處に見られることである。

また公治長篇の「伯夷叔齊」章の集解「孔安國曰、伯夷叔齊、孤竹君之二子也、孤竹、國名也」下の皇侃疏と正義は次のようである。

孤竹之國、是殷湯正月三日丙寅日所封、其子孫相傳至夷齊之父也、父姓墨台名初字子朝、伯夷名允字公信、叔齊名致字公達、伯夷大而庶、叔齊小而正、父薨、兄弟相讓不復立也、鬲云、案春秋少陽篇、伯夷姓墨名允字公信、伯長也、夷諡、叔齊名智字公達、伯夷之弟、齊亦諡也、大史公曰卷之五、孤竹者北方之遠國名也、地理志遼西令支有孤竹城、應劭曰、故伯夷國也、

こども、正義によって伯夷叔齊の事跡を補なっているのであるが、正義の中ほど、「大史公曰」の下に小字一行で「在史記畧之」と記されている。この個所を注疏本で見ると、「大史公曰」に續いて史記に本づく伯夷叔齊の事跡が記されていて、「在史記畧之」とは、邢昺正義を皇侃疏に採り入れた人が、正義を省略したことを注記したものに相違なからう。

また里仁篇の「君子懷德」章の經文「小人懷惠」下に次のような皇侃疏と邢昺正義とが繋がれている。

惠恩惠也、小人不安法、唯知安利惠也、又一云、人君若安於刑辟、則民下懷利惠也、故李充云、齊之以刑、則民惠利矣、夫以刑制物者、刑勝則民離、以利望上者利生叛也、鬲云、懷安也、君子執德不移、是安於德也、小人安安、而不能遷、重難於遷徙、是安於土也、刑法也、惠恩惠也、君子樂於法制齊明、是懷刑也、小人唯利是、親安於恩惠也、

この正義を注疏本によって見ると、「鬲云」の下に「君子懷德小人懷土者」、「是安於土也」の下に「君子懷刑小人懷惠者」という、それぞれ經文を提示した句が存在しており、元來は「小人懷惠」だけの正義ではないことが分かる。そして、ここに引いた正義にこの提示の句が見えないことは、邢昺正義を皇侃疏に取り入れると、直接經文下に置くことになるため不要と見て削除したものであろうか。

以上に見た例から、邢昺の正義を皇侃疏に取り入れる目的は、まず何よりも皇侃疏を補ない、解釋を深め、よりまとまりのあるものにしようとしたためであることが分かる。また、正義を皇侃疏に取り入れる際には、一般にはそのままの形で取り入れているが、場合によっては「云々」を用いたり、注記したり、提示の句を削除したりして、「正義を編輯」しようとする意圖の存在したことを窺い知ることができるのである。

三

これまでも觸れたように、舊抄本に竄入する邢昺の正義は、皇侃疏の後に注意して見なければ皇侃疏と區別がつかないように整った形で

入っている。このことは、今我々の見るところの舊抄本が、正義とのかかわりで既に一定の改編を施されていることを意味しよう。舊抄本が成立する過程を考えてみると、正義を竄入していない「論語義疏」が存在して、それに不特定多数の人によって、斷續的に正義が記されていき、やがてそれが整えられて今見る舊抄本の形になったと考えるのか、それとも、正義によって「論語義疏」を補なおうとする明らかなき意圖を持った人の手によって、集中的に正義が取り入れられ、舊抄本の形になったと考えるのか。いずれの過程を経たとしても、それまで存在しない正義が「論語義疏」に入りこんだのである。どのような過程で正義は取り入れられ、どのように「論語義疏」は改められたのか。

従來邢昺正義が皇侃疏に竄入される経過について、有力な一つの假説があった。以下、それを紹介し検討していく。

この問題を最初に論じたのは、經籍訪古志卷二で、そこに次のようにいう。

按世傳舊鈔義疏、每篇首皆引邢疏文、不能無疑焉、比見此本（筆者注、論語義疏十卷、弘前星野某藏を指す）、第二卷八佾子曰射不主皮條、馬融注射有五善下、及以熊虎豹皮爲之下邢疏文、俱冠裏云字、乃知舊鈔義疏原於唐卷子本、承學者以邢疏文錄之背紙、而後人傳寫誤混之正文、遂又記裏字以爲識別、於是益知此本之爲最可貴重也、

これによると、弘前星野某藏の舊鈔本論語義疏は、竄入する正義の二條に「裏云」とある。「裏云」と記す理由は、論語義疏がもともと唐卷子本に由來し、その卷子本の紙背に邢昺正義が記されていた。後に卷子本が冊子に改められた時、紙背の正義は表の正文に混入された、それを區別するために附されたのが「裏云」の二字であると推測する。

また島田翰は、古文舊書考卷一において川越の新井政毅所藏の「曆應鈔卷子改摺本論語義疏」には、通行する舊鈔本の邢疏はすべて背記されているとして、次のように記す。

是書裝爲卷子改摺本、筆畫精妙、結構整善、交以異字、而通行舊鈔本所引刑疏、則盡爲是書之背記、於是、予始知通行本所載刑疏、乃爲卷子本之背記也、意者、卷子之變爲綫縫也、不忍弃去之、乃姑錄入之於皇疏之末、以存舊容耳、

島田氏はまた、邢昺の正義を義疏中に竄入させたのは「五山僧徒好異愛奇者」であろうといい、さらに「刑云、刑昺云、刑正義云、刑昺正義云、昺正義云、昺義云等、果出於後人作偽、宜不如此拙也、又足以證背記刑疏之文、偶摺入於皇疏末矣」といって、邢昺正義が異なると呼ばれることを依り所に、正義が斷續的に義疏に背記され、それがたまたま皇疏中に入ったと考えるのである。

島田翰は、經籍訪古志の推測をその「曆應鈔卷子改摺本」でもって裏付けようとするかのようである。もしこの「卷子改摺本」を見るこゝとが出来るならば、また、古文舊書考のいうことが事實であるならば、この間の疑問は氷解するに違いない。しかし、「曆應鈔卷子改摺本」は、今見ることは出来ないのである。

武内義雄博士は、古文舊書考の擧げる「曆應鈔卷子改摺本」の存在には疑念を挿みつつも、邢昺の正義が元來卷子本の背記であり、冊子に改められた時に正文に竄入したとする説は認めている。その根據としたのは「裏云」という二字で、經籍訪古志の示す「八佾篇射不主皮條、馬融注射有五善下、及以熊虎豹皮爲之下」という二條に加えて、久原文庫一本論語義疏によって「子貢欲去告朔之餼羊下鄭注牲生曰餼」條下、「子曰事君盡禮、人以爲諂」條下の二條の邢昺の正義に

「裏云」と記されていることを見出し、この「裏云」という字から、邢昺正義が竄入した筋道を、卷子本の背記から皇侃疏中に混入したものと認めた。

ところで、経籍訪古志と武内博士が「裏云」と記されていると指摘する四條について、他の舊抄本ではどうなっているかを整理したのが、表2である。

表2に示した通り、久原文庫一本は、この四條いずれも「裏云」となっている。この他、武内博士は指摘していないが、足利本でもこの四條中一條で「裏云」となっている。二本に合せて五個所となる。

一方、すでに述べたように、舊抄本に見える正義の竄入は、清熙園本で一七八條である。ここに挙げた久原文庫一本、足利本の合せて五個所以外、私の調査した舊抄本十種で見かぎり「裏云」となっている個所はない。ということは、「裏云」となっているのが、極めて少ない例であることが分かる。表2のc項について見ても、足利本、久原文庫一本で「裏云正義」であるが、他の舊抄本、即ち清熙園本、青淵本では「昺」、東大本、延徳本では「昺云正義」、國會本、天文本、久原本で「昺正義」といつている。この内、東大本、延徳本の「昺云正義」の昺字を裏とすれば、足利本、久原文庫一本と一致する。足利本、久原文庫一本の「裏云正義」とは「昺云正義」が誤寫されたもの

ではないのだろうか。舊抄本に竄入する正義が「昺云正義」として引かれる例は少なくない。昺字と裏字は、寫本では似ているし、それに昺字は日常用いられる字でもない。抄寫する人の見識によっては容易に誤まられる可能性がある。

それでは、表2のa、bの項はどうであろうか。清熙園本、東大本、青淵本、延徳本、文明本では「昺云五善者一曰……」「昺云三侯事周禮……」、國會本、天文本、久原本では「昺正義云五善者一曰……」「昺正義云三侯事周禮……」「三侯事正義曰周禮……」となっており、「五善事正義曰……」「三侯事正義曰……」となっており、これは、経注のどの部分についての正義であるかを提示する句をまず置き、その後に正義という二字を置いているのである。舊抄本に引かれる正義の文頭に「昺」字を置いて皇侃疏と區別することは、最も一般的な形であるから、足利本のこの表示の文頭に「昺」字を置いて「昺云五善事正義曰……」という形が存在することは容易に豫想されよう。果して足利本の「君子無所争」章下には「昺疏子曰至君子正義曰……」「揖讓而升下」條下の王肅注下には「昺曰注王云至相飲正義曰……」という形がある。そして足利本のこの形で「昺」字を「裏」字と誤寫すれば、久原文庫一本のような「裏云五善事正義曰……」となるのである。

	清熙園本	東大本	青淵本	延徳本	文明本	國會本	天文本	久原本	足利本	久原文庫一本
射有五善	昺	昺	昺	昺	昺	昺正義	昺正義	昺正義	昺正義	裏云五善事正義
以熊虎豹	昺	昺	昺	昺	昺正義	昺正義	昺正義	昺正義	昺正義	裏云三侯事正義
性生曰餼	昺	昺云正義	昺	昺云正義	正義	昺正義	昺正義	昺正義	裏云正義	裏云三侯事正義
事君礼	昺	昺	昺	昺	昺正義	昺正義	昺正義	昺正義	正義	裏云正義
事君礼	昺	昺	昺	昺	昺正義	昺正義	昺正義	昺正義	正義	裏云正義

表2

以上、古文舊書考にいう「曆應鈔卷子改摺本論語義疏一」については確かめることは出来なかつたが、經籍訪古志、武内義雄博士のいう正義が卷子本の背記であつたという根據の「裏云」というのは、實は「景云」の誤寫であつて、邢昺正義の竄入過程を示す證とはなり得ないということが明らかになつた。もちろん、論語義疏の日本傳來時期から考えて、日本に傳來した論語義疏が卷子本であつたことは疑いない。しかしそのことと、邢昺の正義竄入とは特に關りを持たないものである。

四

これまでも繰り返し觸れ、また本論文執筆の動機となつたのは、日本に傳わる室町時代に抄寫された舊抄本のすべてに、邢昺の正義が竄入していることであつた。それではこの竄入は、いつたい何時、誰が行つたことなのか、この問題についての検討に入りたい。

正義の竄入については二つの筋道が考えられる。その一は、日本で竄入されたとするもので、邢昺の正義を竄入しない論語義疏が先に日本に傳來して、これに後から傳來する邢昺の正義を取り入れたとする見方、別の考えは、中國で竄入されたとするもので、北宋初年の九九九年に邢昺の正義が作られると、後にそれが論語義疏に取り入れられた、そして正義を竄入した論語義疏が日本に傳來したとする見方である。

残念ながら、今兩説を十分に吟味し結論を下し得る資料を持たないが、とりあえず、前説、つまり日本竄入説が成立するかどうかその可能性についてだけでも検討を進めてみよう。

まず、日本に邢昺の正義を竄入しない論語義疏が傳來していたのか

どうか、傳來していたとすれば、その時期は何時頃と考えるのが妥當なのか。これについて、私は、平安時代初め、早ければ奈良時代には論語義疏は日本に傳來していたと推定する⁽⁶⁾。もしこの推定が認められるならば、邢昺の正義成立は九九九年であるから、この論語義疏に當然のことながら正義は竄入していない。

平安時代末期、日本に論語義疏が存在していたことを示す明らかな記録がある。藤原頼長の日記である台記がそれである。台記の康治元年（一一四二年）の條に次のように見える。

康治元年七月八日の條

八日己亥、見^レ始論語皇侃疏^一、

同年七月二十九日の條

廿九日庚申、論語皇侃疏、十卷、見^レ了、

これは、翌康治二年に記された前年についての讀書記録からも確かめられる。

康治二年九月二十九日

論語十卷、保延三年、受^レ子師外史傳、十一月十六日終之、始之、同五年九月十日終之。

同皇侃疏十卷、首^レ代書、本^レ書、康治元年、

また翌年の天養元年（一一四四年）の條に次のように見える。

天養元年十二月二十四日の條

廿四日庚子、晴、此兩三日、寒氣殊甚、

先使^レ定安參^レ大學^一、所^レ請、披覽^レ之書、

五經正義、公羊傳、穀梁傳、皆見之、論語皇侃疏、孝經述義等也。

邢昺の正義成書の九九九年から、台記のこの時まで、すでに百四十年が経過している。この時間は、當時の日中間の往來から見ても、或いは、正義を竄入した

義疏が日本に將來されることも可能な時間といえる。それでは頼長の讀んだ論語義疏に、正義は竄入していたのかどうか、残念ながらそこまではこの記録からは分らない。ただ頼長が、正義という論語の注釋書の存在を知り、それを入手したいと願っていたことは、同じく頼長の日記である字槐記抄の仁平元年（一一五一年）九月二十四日の條に、大宋國の客、劉文冲に入手を依頼する書物リストに「正義」とあることから知ることが出来る。そのリストの論語に係わる條のみ示すと次のようである。

名賢論語會解、論語會、全解、正義、秀義、志明義、述義、論語律、

この記事から、頼長の當時、邢昺の正義はまだ日本に傳來していなかったと認められるから、頼長の見た論語義疏には、少くとも日本人の手による正義の竄入はまだなかった、と見做して良からう。

邢昺の正義が日本において論語義疏に竄入されたことを立證するためには、正義が日本に傳來して、両者が同時に讀まれたという場が無くてはならない。

時代は少し下るが、花園天皇宸記に次のような記事が見える。

元亨四年（一一三四年）三月の條

廿七日癸丑 今日始講論語、師夏爲講師、隆有卿已下六七輩、序并學而篇四五章談之、委細不能記之、

廿八日甲寅 此間抄論語末書皇侃疏以下之外無他、爲談義也、書本經、其下注各義也、

元亨四年四月の條

七日壬戌 此間論語抄出之外無他、今日、第一學而爲政兩篇終功了、疏正義并近代學者注等部類、并他書又抄入之、仍不可有盡

書抄本論語義疏について

期、然而先以疏正義集注等抄出之也、

正中元年（一一三四年）十二月の條

晦日壬午 晴、

今年所學目錄、

外典、

論語、自一至二論語皇侃邢昺等疏并精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了、

右の記事中、三月二十八日の條に「皇侃疏已下數部類聚之」とあり、

四月七日の條に「疏正義并近代學者注等部類、并他書又抄入之」「先以疏正義集注等抄出之也」とあり、この疏とは皇侃の義疏、正義とは邢昺の正義であるから、この時になると、邢昺の正義は日本に傳來して、義疏と同時に讀まれていることが分かる。しかしこの記事から、直ちに皇侃の義疏中へ正義が取り入れられることまでも想定することは、少々無理であらう。

ところで、皇侃の義疏によつて論語を解釋している所へ、邢昺の正義が傳來してきた時、我々の先人は兩書の關係をどう見たのであらうか。いうまでもないことながら、今の我々は、同じく何晏の集解に本づいた疏であつても、兩書はその成立時期においても、成立過程においてもまったく異なるものと認めている。しかし先人の考えは、どうやらそうではないらしい。

足利本論語抄の爲政篇「子曰生事之以禮」章末尾の解釋に、

皇侃カ疏ヲモ正義ト云也、邢昺カ正義ト皇侃疏ト兩正義ト云ナリ、

とある。これは單に、皇侃疏が正義と呼ばれ、その結果、皇侃疏と邢昺正義とが共に正義と呼ばれていたという呼び方を問題にしながらに止まらず、當時、皇侃疏と邢昺正義とを區別する意識が希薄であつ

た、ということの意味するのかも知れない。となれば、兩者を合わせ、具體的にいえば、正義を義疏に取りこむ、或いはその逆のことも、それを行うことにあまりに大きなこだわりは無かったのでないのかと思われる。正義の義疏への竄入の背景にはこのような先人の意識が存在したのではなからうか。

それに加えて、論語義疏という書物自體の持つ注釋書としての性格にも關係していると思われる。論語義疏は、疏中に多くの注釋家の説を引くことに特長があるが、その結果、その疏は注釋家達の學說の集合體の觀を呈して、注釋としての論理的整合性に缺けるきらいがある。ということ、この疏に異質のものを持ち込み加えても、容易に受け入れてしまうような注釋であるということである。

先に皇侃の義疏が傳來し、我々の先人はそれによって論語を解釋していた。やがてそこへ、同じく集解に本づき、義疏を襲って作られただけに共通性を持ち、より詳細で、しかも論理的に整えられた注釋——邢昺の正義が傳來してくる、するとそれを見た我々の先人は、あたたかも皇侃の論語義疏を構成している多くの注釋家の説に、さらに新たに邢昺という注釋家を加わったかのように認識して、その説を義疏に取り入れ、義疏の不備を補おうと考えたと推定することは、これまで述べてきたことからして、それほど突飛なことではなからう。

本論文の「三」において、皇侃義疏に正義が取り入れられる過程として、一、不特定多數の人によって斷續的に取り入れられ、後になってそれが整理された、二、正義によって皇侃の義疏を補う明らかな意圖を持った人によって、集中的に取り入れられた、という二説を假定したが、以上のようなことを考えて、後者、つまり、義疏を補う明瞭な意圖を持った人によって正義は竄入されたと考えるのである。但し

その意圖は、各篇の序、及び雍也篇まで至ったところで、何かの事由によって中絶した。この正義の竄入が途中で止まっているということも、個人説を考える理由である。

すでに觸れたように、舊抄本中に邢昺の正義を引く場合、「昺」「正義」「昺正義」「昺云正義」などさまざまな呼び方があった。そして、「昺」と呼ぶのが最も古いではなからうかと推測したが、その根據をここで改めて考えてみよう。

繰り返し觸れたように、皇侃の義疏は多くの注釋家の説によって構成されていることをその特長とする。そこに新たに注釋を取り入れようとした場合、義疏と同じく、その呼び方は書名ではなくて注釋家の名である。つまり「正義」という書名ではなくて、「邢昺」という注釋家名でなくてはならない。こうして始めて正義の説は、義疏に見える注釋家の説と並列されることになり、義疏と一體化されるのである。私はこのように考える據り所として、舊抄本の中で最も古い抄本のひとつと考える清熙園本論語義疏の記述を挙げる。その疏では、注釋家ごとに、いずれも上に一字分の空格が置かれていて、その前と區別されている。そして、邢昺の正義を引く場合でも、義疏に引かれる注釋家の場合と同じように上に一字分の空格が置かれ「昺云……」とされている。即ち、清熙園本においては、空格を置くこと、注釋家名であること、この二點によって義疏中に引かれる注釋家の説と、後から加えられた正義とは、完全に一體となっているのである。

さて、邢昺の正義を始めて義疏に取り入れた人は、義疏と正義とを區別する意識はほとんど無かったのであるが、それに對して當然のことながら兩者を區別しようと考え人もいるはずである。そう考える人は、皇侃の義疏と邢昺の正義とは、書物として異なるものであるか

ら、その説を引く場合も、「昂云……」として名前を引くのではなく、「正義」という書名を用いなければならぬと見る。それが、舊抄本に竄入する正義がほゞ同一の内容でありながら、舊抄本によつては「正義」「昂正義」「昂云正義」などと呼び方だけが異なる理由である、と考えられないであらうか。

國會圖書館藏論語集解の巻首に附された「論語發題」末尾に次のような文が見える。

又侃是梁人也、昂是宋人也、宋梁、五代后也、一本載事義不釋、后人蓋日本載也、九華洛東福寺講論語時、皇侃疏不載刑昂正義、本見之也、不二岐陽

この文の筆者である「九華」とは、足利學校第七世庵主の九華和尚（一五〇〇—一五七八）である。九華和尚は、この文においてまず皇侃と刑昂とが時代を異にする人であることをいい、「一本」（同じ本の意であろう）に義疏と正義とが記載されることに疑問を提出する。そして、その正義が日本で記載されたものであらうと推測し、さらに、京都東福寺で刑昂正義を記載していない皇侃疏を見たことを記している。九華和尚のこの記事は、先に述べた、皇侃の義疏に刑昂の正義を取り入れる意識とは對極をなすものであり、これに疑問を提出し、兩者を區別すべきことをいう。九華和尚の當時、日本には正義を竄入していない義疏と、すでに竄入してある義疏とが存在していること、その竄入が日本で行なわれたものであらうという推測、これは私がこれまで述べてきた、正義の日本竄入説を裏付ける有力な證しとなると考へる。

最後に、簡単に正義竄入の時期について觸れておこう。日本で正義が竄入されるためには、刑昂の正義が日本に傳來していなければなら

ない。藤原頼長はまだ正義を手にしていないが、花園天皇宸記によれば、皇侃疏と共に正義も讀まれているので、この間に正義は日本に傳來したはずで、そして義疏へ取り入れることもこの頃行なわれたのではないのだらうか。

以上から、義疏における正義竄入は日本人の手によつて、日本で行なわれたことであり、その時期を刑昂正義の傳來する一一五一年から一三二四年の頃と推定する。

まとめ

以上論じてきた所をまとめると次のようにならう。今、我々の見ることの出来る室町時代に抄寫された舊抄本論語義疏には、そのすべてに刑昂の論語正義が竄入されている。

その竄入する範圍は、各篇の篇首、及び學而篇より雍也篇に至る經注下で、總計一七八條に及ぶ。竄入する正義は、舊抄本間ではほとんど異同が無いことから、正義を竄入した論語義疏が存在して、それが祖本となり轉寫されていったものと考えられる。ただ竄入する正義の呼び方には異同があり、その中には「昂云」として引くのが最初の形式ではないかと思ふ。

論語義疏そのものは、奈良時代には日本に傳來したものと認めるが、後に傳來した刑昂の正義の整っているのを見た人が、義疏と區別すること無しにその中に取り入れることを考へた。その目的は、論語義疏を内容的により深め、補ない、整つたものにするためであつたらうが、その作業は、經注については學而篇より雍也篇に至つたところで、中止されたものと考えられる。ところで、正義が竄入される過程について、從來説かれてきた卷子本背記説は、立證しがたい。論語義

疏に竄入が行なわれたのは、邢昺正義が日本に傳來した時期、即ち一五一年から一三二四年の頃と見て差し支えなからう。

(一九八九、一、三〇)

本稿は、日本中國學會第四十四大會に於て「論語義疏の日本傳來について」という題目での發表の後半部分を、加筆修改したものである。

注(一) 敦煌本論語疏 (Pellicot Chinois Tonkinouang 3673)。敦煌本論語疏については、拙稿「敦煌本論語疏について——『通釋』を中心として」(東京外國語大學論集第三六號、一九八六年三月)、「敦煌本論語疏について——經文を中心として」(日本中國學會報 第三十八集 昭和六十一年十月)を参照。

(2) 舊抄本論語義疏については、林泰輔「論語年譜」、武内義雄「校論語義疏雜識」「校本論語義疏、同校勘記」(武内義雄全集第一卷所收)、拙稿「論語義疏皇侃序札記」(東京教育大學漢文學會會報第三十號)、同「論語義疏學而篇札記」(鹿兒島大學教育學部研究紀要第二五卷)、「論語義疏爲政篇札記上、下。八佾篇札記上、中」(東京外國語大學論集第三三、三四、三七、三八號)を参照。

(3) 寛延三年(一七五〇年)に、根本遜志によって刊刻された「論語集解義疏」は、足利學校藏舊抄本論語義疏より邢昺正義の竄入を削除し、校正を施し刊刻したものである。また武内義雄博士が大正十二年(一九二三年)に懷德堂より刊行した校本も、底本は龍谷大學藏舊抄本論語義疏に依るが、そこに竄入する邢昺の正義に對する處理は同じである。

(4) 例えば、長澤規矩也「論語義疏傳來に關する疑問」(長澤規矩也全集第七卷所收)では、舊抄本論語義疏中に邢昺正義が竄入していることを根據として、舊抄本論語義疏が「南宋初年の傳來にして、邢疏を皇疏に

附せしは南北兩宋間人の所爲ならんかと考ふるに至れり」と推論するよりに、邢昺正義の竄入は、舊抄本論語義疏の日本傳來時期の決定とも大きくかかわってくる。

(5) 本稿で舊抄本論語義疏を引用したり、言及したりする場合、特に断わらないかぎり、天理圖書館藏論語義疏(清熙園本)に依る。但し、その形式・字形は印刷の都合上變えてある。

(6) 表の正義竄入の總計一七八條は、清熙園本によって数えたもの。この本に無くて、他のテキストに存在するのは、わずかに三條である。舊抄本における正義竄入は、條數において一致しているばかりでなく、竄入箇所、竄入している正義の文等について見てもほとんど同じである。

(7) その祖本は、現存する舊抄本中に存在するの、存在するとすればどのテキストか等については、いづれ機會を改めて検討したい。

(8) 表1の舊抄本論語義疏について、簡単に附記する。

清熙園本(天理圖書館藏)、東大本(東京大學圖書館藏)、青洲本(東京都立中央圖書館藏)、延徳本(大東急記念文庫藏)、足利本(足利學校遺跡圖書館藏)、文明本(龍谷大學圖書館藏)、國會本(國會圖書館藏)、天文本(慶應義塾大學圖書館藏)、久原本(大東急記念文庫藏)

(9) 舊抄本では、邢昺の邢字は、刑と書かれることが多い。本論文ではそれぞれ元のままにして、改めることをしていない。

(10) 表1の里仁篇の中では、この二本はまったく一致しているが、他篇においては少し異なっている。清熙園本についていえば、爲政篇で一個所「昺正義」とし、雍也篇で一個所「正義」とする。東大本についていえば、爲政篇で二個所「昺正義」とし、八佾篇で四個所「昺云正義」、二個所「正義」、一個所「刑昺」としている。

(11) 舊抄本に竄入する邢昺の正義がどのようなテキストであったのかは、明らかではない。ここに引かれている正義に提示の句が無いことは、邢昺正義を皇疏の義疏に取り入れた人の見た正義本が、現在、我々の見る

注疏本とは異なる、元々こうした提示の句を置かないテキストであった、などということが言えるのかも知れない。

- (12) 武内博士の考證は、「梁皇侃論語義疏に就いて」上・中・下(支那學第三卷二、三、四號)。後に「校論語義疏雜識——梁皇侃論語義疏について——」(全集第一卷所收)また「論語義疏校勘記」の八俗篇「射有五善」の條に詳しく記されている。

- (13) 久原文庫一本は、今、大東急記念文庫に藏されている。

- (14) 「裏云」の依り所となった久原文庫一本、或いは足利本は、いずれもその抄寫時期が明記されていない。他の諸舊抄本と比べると、その抄寫技術もあまり高いとは言えず、またその抄寫時期も下るテキストではなからうかと思られる。これもまた、「裏云」は「裏云」を誤寫したものであるのではないかと考える理由である。

- (15) この點について、日本中國學會第四十回大會において「論語義疏の日本傳來について」と題して發表した。私は、日本の古記録に見える論語義疏の引文から、このように推定した。

- (16) この點については、足利衍述「鎌倉室町時代の儒學 第三章 花園天皇の御好學」また、阿部隆一「室町以前邦人選述論語孟子注釋書上」(慶應義塾大學附屬研究所 斯道文庫論集第二輯)参照。

また花園天皇宸記によれば、皇侃疏、正義の他に「近代學者注」「集注」も併せ讀まれている。舊抄本には正義の竄入は有つても、集注の竄入はまったく見えないから、この記事と正義竄入とを關係づけることは無理であらう。

- (17) もし中國においての正義竄入を考えるならば、義疏に本づき邢昺の正義が作られたそれほど遠くない時期に、その正義の文をもって義疏を補うということになる。このようなことが經書解釋が學問として確立している中國において起り得ることかどうか疑問である。中國での竄入を疑う理由である。

- (18) 敦煌本論語疏は、舊抄本とまったく形式が異なるので直接比べられないが、提示の句とそれへの疏とがそれぞれ一字分の空格を置いて區別されている。清熙園本のこのような記述と共通する點において興味深い。また、現在見る舊抄本で、清熙園本ほど整って記述されているものを見ない。清熙園本を、今直ちに舊抄本中の祖本、或いはそれに近いものと断定しようとするわけではないが、このテキストの記述によつてこのようなことを考えた。

- (19) 論語發題については、注(16)に示した阿部隆一博士の論文参照。